

財務省告示第三百五十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年九月二十日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十八年九月十九日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五
名称及び記号	発行の根拠	振替法の適用等	発行方法	発行額
利付国庫債券（十年）（第二百八十二回）	財政法（昭和二十四号）第四条第一項及び平成十八年度における財政運営のた	成十三年法律第七十五号。以下	日本郵政公社による国債の募集	額面金額で三百億円
	め	社債等の振替に関する法律（平	機関は日本銀行とする。	のうち、財政法第四条第一項の規
	の	成十三年法律第七十五号。以下	用を受けけるものとし、その振替	定に基づき発行する利付国債に
	十	成十三年法律第七十五号。以下	に	ついては、額面金額で十九億九
	八	成十三年法律第七十五号。以下	に	千四百八十万円、平成十八年度
	年	成十三年法律第七十五号。以下	に	における財政運営のため
	の	成十三年法律第七十五号。以下	に	の発行の特例等に関する法律第
	法	成十三年法律第七十五号。以下	に	二条第一項の規定に基づき発行
	条	成十三年法律第七十五号。以下	に	
	項	成十三年法律第七十五号。以下	に	
	及	成十三年法律第七十五号。以下	に	
	び	成十三年法律第七十五号。以下	に	
	そ	成十三年法律第七十五号。以下	に	

六	七	八	九	十	十一	十二	十三
払込金額	最低額面金額	振替額	振替単位	発行日	募集価格	利率	初期利率
三百億七千八百万円	五万	振替法の規定による振替口座簿	の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものと	平成十八年九月二十日	平成十九年三月二十日	年一・七パーセント	平成十九年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期
その翌営業日に支払うときは、	次号及び第十四号において規定	する期日について同じ。	額面金額	額面金額	額面金額	額面金額	額面金額
毎年三月二十日及び九月二十日	をその日以前六月間に属する	て、その日以前六月間に属する	利子を支払う。				

$$\frac{\text{額面金額}}{100} \times \frac{1.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

十八	十七	十六	十五	十四
払込期日	募集期間	払場所	元利金支額	償還金額
平成十八年九月二十日	平成十九年十月三日まで	平成十八年九月八日から平成十九年九月八日まで	日本銀行	平成十八年九月二十日